

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成25年11月26日

（ 照会者 ） 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成25年11月13日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった事例について、照会者が行おうとする行為は、貸金業法第2条第1項に規定する「貸金業」に該当せず、同法第3条第1項に規定する登録の必要はないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貸金業法は、「業として行う」貸付けを「貸金業」と定義しており（第2条第1項）、この「業として行う」とは、「反復継続し、社会通念上事業の遂行とみることができる程度のもの」をいうと解されている。

本件では、①照会者及び共同出資者は、合意に基づき合弁会社に対して同時・同額・同条件で貸付けを行うこと、②照会者と共同出資者はそれぞれ合弁会社の株式（議決権）を50%ずつ保有していること、また、③照会者と共同出資者が保有する合弁会社の株式は譲渡制限株式であることに加え、本件貸付けを行うに際し、株主間契約により相手方の同意を得ない株式の第三者譲渡が禁じられることから、法を潜脱する目的で同契約が締結・運用されているなどその他特段の事情がない限り、照会者及び共同出資者は、合弁会社に対する貸付行為の一体性も、合弁会社を支配

する上での一体性も備えていると認められ、合併会社に対する本件貸付けとの関係においては、1つの法人が親会社として合併会社に対し100%の議決権を有している場合と同視できる。

よって、照会者及び共同出資者が行おうとする貸付けは、資本上の親子関係にある会社間の貸付けと同様に、「社会通念上事業の遂行とみることができる程度のもの」とはいえず、貸金業法第2条第1項に規定する「業として行う」貸付けに該当しないと考えられるため。

以上